

精神保健福祉に関する普及啓発物品の貸出事業実施要領

平成 22 年 8 月 30 日

保健福祉局精神保健担当部長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、精神保健福祉に関する普及啓発物品の貸出事業実施要綱（以下「要綱」という。）

第 8 条の規定に基づき、札幌市精神保健福祉センター（以下「センター」という。）が行う普及啓発物品の貸出について必要な事項を定めるものとする。

(申請期日)

第 2 条 要綱第 4 条に規定する使用申請書・承諾書（様式 1、2）は、原則として、貸出を希望する日から起算して 2 週間前までにセンターへ提出するものとする。

(貸出物品)

第 3 条 貸出の対象となる普及啓発物品は、別紙「精神保健福祉に関する普及啓発物品一覧」に定めるものとする。

(普及啓発物品の受け渡し)

第 4 条 要綱第 5 条の規定により貸出の決定を受けた機関は、普及啓発物品の受け渡しをセンターにて行うこととする。ただし、複数の機関で貸出が連続する場合において、センターで受け渡しを行うよりも効率的な場合は、事前にセンターと各機関が調整のうえ、センター以外の場所で受け渡しを行うことができる。

(貸出の調整)

第 5 条 同一の普及啓発物品について、複数の機関から同時期に貸出希望があった場合は、事業の目的や内容等を勘案し、センターにおいて貸出期間を調整する。

(機関における留意事項)

第 6 条 貸出の決定を受けた機関は、取扱管理者を定め取扱いに留意するとともに、破損や紛失等の事態が生じないよう管理を行うものとする。

附則

この要領は、平成 22 年 8 月 30 日から施行する。

附則

この要領は、平成 23 年 8 月 19 日から施行する。

附則

この要領は、平成 24 年 5 月 31 日から施行する。

附則

この要領は、平成 25 年 4 月 11 日から施行する。

附則

この要領は、平成 27 年 4 月 7 日から施行する。

附則

この要領は、平成 29 年 5 月 12 日から施行する。

附則

この要領は、令和 2 年 6 月 12 日から施行する。